

## 令和3年度 第2回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和4年1月31日(月) 14時00分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授) 委員 加藤 順一 (尚美学園大学 総合政策学部 教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総務部長 古屋 勝敏 総務課長 下田 恭裕 主任 加藤 達也、主任 伊藤 大毅 営繕課 副課長 奥野 浩正、主任 西山 潤一 道路治水課 主任技師 寺沢 亮一 水道課 主任 嶋田 和朗 教育政策課 主任技師 上野 京子
会議次第	<p>I 第2回入札監視委員会</p> <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>① 建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>② 入札参加停止情報について</p> <p>(2) 審議案件</p> <p>① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札) 3件</p> <p>② 建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 2件</p> <p>③ 建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評</p> <p>(5) その他</p> <p>3 閉会</p>

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
<p>(1) 報告事項（事務局から説明）</p> <p>① 建設工事等に関する入札及び契約状況について</p> <p>② 入札参加停止情報について</p> <p>(4) 審議案件（事務局・担当課から説明） 令和3年度上期執行入札及び随意契約より6件抽出。 [案件抽出委員]：案件の抽出については、請負者や工事業種が偏らないように、金額が大きいもの又は落札率が高いものを中心に抽出した。</p> <p>① 建設工事案件に係る審議（一般競争入札）3件 市立みずほ台小学校トイレ改修工事（第1期工事）</p> <p>[委員長]：工事の入札における最低制限価格の制度は変わったか。</p> <p>[委員]：通常、入札参加要件では1つの業種を対象としていることが多いと認識しているが、本案件は建築工事又は管工事のいずれかの登録を参加要件としているがどういう理由か。</p> <p>[委員長]：施工は夏休みが中心となるのか。</p> <p>[委員長]：入札参加資格要件についてはどのような工夫をしているか。</p> <p>[委員]：本案件は第1期としているが、何回かに分けて改修をするのか。</p> <p>この件については妥当ということで審議を終了する。</p>	<p>[事務局]：資料1～6に基づき説明を行った。</p> <p>[事務局]：資料7に基づき説明を行った。</p> <p>[事務局]：資料「様式第6号その1」に基づき案件の説明を行った。</p> <p>[事務局]：令和元年10月1日以降変わっていない。</p> <p>[事務局]：工事業種については発注の際に担当者で調整し、決定している。本案件については、建築工事又は管工事の有資格者であれば、本工事は施工可能と判断し、一括で発注することにより、コストの削減等の効率性も見込めるため、このような参加要件とした。</p> <p>[担当課]：そのとおり。</p> <p>[事務局]：本案件については、市内業者の育成を重視し、地域要件を市内業者のみとした。地域要件については、基本的に工事の規模や性質により判断しているため、工事の規模が大きくなれば競争性を高めるべく、市外業者も参加できる要件とすることもあ</p> <p>[担当課]：みずほ台小学校のトイレは2系統あるため、1系統ずつ改修を行う。第2期については、来年度行う予定である。</p>

市立中央図書館キュービクル等更新工事

**委員**：上半期に入札を行った他の電気工事よりも本案件は落札率が低い、どういう理由が考えられるか。

**委員**：キュービクルとは何か。

**委員**：更新はどのくらいの頻度で行っているのか。

**委員長**：電気工事業に登録のある市内本支店業者は何者か。

この件については妥当ということで審議を終了する。

送水管布設替 (R5114 外) 工事

**委員**：本入札において、失格や無効になった入札者がいるが、どういう理由か。

**委員長**：本案件の入札参加資格である、所在地が市内本支店であり、土木工事業の資格審査数値が 700 点以上の対象業者は何者いるのか。

**委員長**：本工事については複雑な工事のように思えるが、要件としている入札参加資格を有する者であれば施工は可能なのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

② 建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 2 件  
市立つるせ台小学校校庭芝生化工事

**委員**：本案件はなぜ指名競争入札という方式をとったのか。

**委員**：本案件はどのように業者を選定したのか。

**事務局**：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：本案件は他工事よりも工事の規模が大きいため、市外業者が参入できる地域要件としたことにより、競争性が高くなったことが理由だと推察する。

**担当課**：高圧で送られてくる電圧を私たちが使える電圧に変えるための設備。

**担当課**：キュービクルについては、耐用年数は 25 年のため、それに合わせて更新を行っている。

**事務局**：6 者登録している。

**事務局**：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：失格は最低制限価格未満で入札した者、無効は内訳書の不備があった者を表している。

**事務局**：7 者が対象である。

**担当課**：そのとおり。

**担当課**：資料「様式第 6 号その 2」に基づき案件の説明を行った。

**事務局**：コロナ禍における市内業者の支援として、土木、建築、舗装工事においては、一定の設計金額までを指名競争入札により執行しているため。なお、指名業者については、原則として市内本店業者から選定している。

**事務局**：本工事は設計額が税込 2 千万から 5 千万円

委員 今回、市内初の学校の全面芝生化を行ったという事だが、今後は他の学校等も行っていくのか。

委員長 指名競争入札のメリットは何か。

委員長 一般競争入札と指名競争入札では最低制限価格の計算方法は変わるのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

#### 舗装修繕工事（その4）

委員 工事概要について教えてほしい。

委員 本工事は歩道も含んでいるのか。

委員 舗装工事は市民からの要望もあるということだが、施工場所の優先順位はどのように決定しているのか。

委員 舗装工事に入札参加登録している業者はどのような業者か。

委員 本案件は6者を指名しているが、選定数の基準はあるのか。

委員長 本案件はどのように業者を選定したのか。

この件については妥当ということで審議を終了する。

#### ③建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件 市立デイサービスセンターみずほ台空調設備更新工事

委員 本案件は入札を2度執行し、いずれも取止めとなり、随意契約に至ったということだが、具体的

の土木工事ということで、本市の発注基準により A～C ランクの業者を選定することができるため、その中から本工事に対しての適正を考慮し選定した。

担当課 維持費がかかるものなので、今後の経過をみて判断していくことになる。

事務局 指名競争入札により、指名回数や受注件数をみながら選定することにより、より多くの市内業者の受注機会を確保できるというメリットがあると考えている。

事務局 変わらない。

事務局 資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

担当課 5年に1回程度行っている、舗装の状態を確認する調査において、本工事箇所は状態が悪いという結果が出たため、施工するものである。

担当課 車道のみが対象。

担当課 現場に行き、状態を見て判断をしている。

事務局 市内業者だけでいうと、舗装工事に特化している業者が登録しているというよりは、土木工事に登録がある業者が、舗装工事にも登録しているというケースが多い。

事務局 設計金額により選定数の基準を定めている。

事務局 本案件については、本市の発注基準により A～C ランクの業者を選定することができるため、その中から今年度の指名回数、落札回数及び施工能力等を総合的に勘案し、選定した。

担当課 資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

<p>な経緯は。</p> <p><b>委員</b>：1度入札が取止めになった場合、次の入札ではまず、地域要件を広げること考えるのか。</p> <p><b>委員</b>：本工事が特殊な工事のため、2度も入札不調になったのか。</p> <p><b>委員長</b>：空調設備ということで電気工事にはならないのか。</p> <p>この件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3)委員による協議</p> <p>(4)審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p><b>委員各位</b>：承認</p> <p>(5)その他</p>	<p><b>事務局</b>：1回目の入札では4者がエントリーし、そのうち1者は辞退。1者は入札参加資格が無いため無効。そして、2者は最低制限価格未満という結果により、入札が取止めとなった。2回目の入札では3者がエントリーし、1者は辞退。2者が最低制限価格未満という結果により、入札は取止めとなった。</p> <p><b>事務局</b>：そのとおり。</p> <p><b>担当課</b>：特殊な工事ではない。</p> <p><b>事務局</b>：管工事業に入札参加登録のある市内業者は少なくはないが、その中で、本件のような空調設備工事を施工できる業者が少ないことが不調の原因の1つだと考えられる。したがって、選定基準の見直しを検討し、対応したいと考えている。</p> <p><b>事務局</b>：空調設備は電気式とガス式のものがあり、今回はガス式のため、管工事で発注した。</p>
---	---

委員会意見	◆市内業者の育成と入札における競争性のバランスについては、今後も研究していく必要がある。
-------	--